

鹿教義第792号
平成28年3月28日
(義務教育課扱い)

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長
各 県 立 学 校 長
総合教育センター所長
殿

鹿児島県教育委員会教育長

不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

については、貴職におかれましても、この通知を踏まえ、別添の「不登校重大事態に係る調査の指針」の趣旨について周知を図るとともに、各学校及び学校の設置者において適切に調査を実施してください。

また、このことについて、市町村教育委員会におかれでは管下の各学校に対し、指導していただくよう併せてお願ひします。

――<連絡先>――

担当：義務教育課企画生徒指導係 内

TEL : 099-286-5298

FAX : 099-286-5669

E-mail : ki_kakusei_to@pref.kagoshima.lg.jp

担当：高校教育課高校教育係 田中

TEL : 099-286-5291

FAX : 099-286-5678

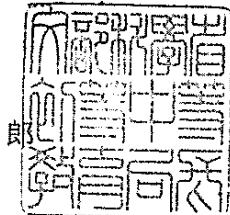
E-mail : ekoukou@pref.kagoshima.lg.jp



27文科初第1576号
平成28年3月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎



(印影印刷)

不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項においては、学校の設置者又はその設置する学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号）は、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとするとされており、文部科学省では「いじめ防止対策協議会」及び「不登校に関する調査研究協力者会議」において、調査の在り方について検討してまいりましたが、このたび、別添の「不登校重大事態に係る調査の指針」を策定しました。

貴職におかれでは、同指針の内容を踏まえ、域内の学校及び学校の設置者において適切に調査がなされるよう御指導いただきとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては、所管の学校並びに域内の市区町村教育委員会及び市区町村長に対して、都道府県知事にあっては、所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては、設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、認可した学校に対して、本指針を周知くださるよう、お願いします。

（添付資料）

別添 不登校重大事態に係る調査の指針

参考資料 不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線 3298）

不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

○いじめ防止対策推進法

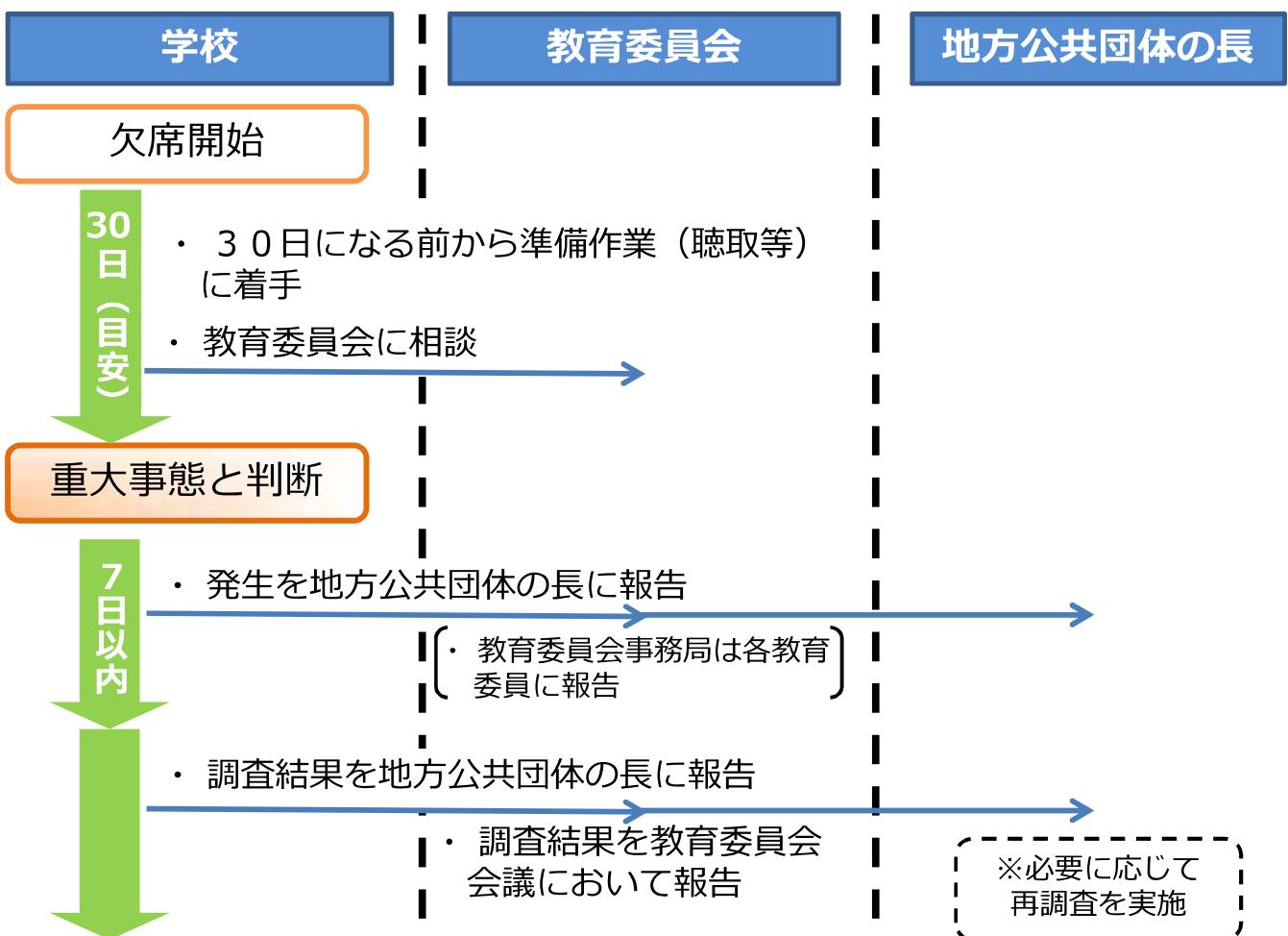
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、(略)組織を設け、(略)当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 (略)

二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<公立学校の場合>



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導